

横浜市立横浜商業高等学校別科 理容科美容科 実務実習実施要項

1. 本校の実務実習のねらい

生徒が実際の事業所において実務実習を体験することにより、自らの進路を明確にし、今後の学習意欲を高め、社会的・職業的に自立するために必要となる能力や態度を育成する。

- (1) 自らの進路目標を早期に明確化する。
- (2) 進路目標の設定に伴って、教科の学習意欲を喚起する。
- (3) 現場を知ることですらに自己理解を深化させ、自己の職業適性や将来設計について考えさせ、主体的な進路選択能力を育成する。
- (4) 働くことの厳しさと喜びを感じ取らせ、望ましい勤労観・職業観を養う。
- (5) 実習現場の様々な人間関係の中で、異なる年齢や立場の違う人々とのコミュニケーション能力の向上を図る。

2. 期間及び対象生徒

期間 各年度3月中の平日3日間と土・日から1日の計4日間
(平日だけではなく繁忙時も体験させたいため)

対象生徒 1年生

3. 時間

午前9:00～午後17:00とする。(概ね8時間) ただし、各事業所により変動することは可能です。

4. 事業所

各生徒の自宅から概ね通勤時間が1時間30分以内にある事業所を学校が指定する。

5. 内容

本校実施計画に基づき、具体的な内容については、各事業所作成の実務実習計画による。詳細については、各事業所と学校で事前協議する。

6. 事前・事後指導

(1) 事前指導

- | | | |
|-----------------------|---------------|---------|
| ①実務実習の意義 | ②自己紹介カードの作成 | ③誓約書の提出 |
| ④ビジネスマナー研修(服装、言葉遣いなど) | ⑤事業所調べ・業務内容調べ | |
| ⑥日誌の書き方 他 | | |

(2) 直前指導

- ①就業内容についての確認 ②健康管理 ③緊急時連絡確認

(3) 事後指導

- ①日誌、感想文の提出 ②事後アンケート実施 ③体験報告会
④お礼状送付 ⑤個別面談 他

7. 安全対策

実務実習期間中の不慮の事故等へ備えるため保険に加入する。

- (1) 生徒本人 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の適用
傷害保険（財）産業教育振興中央会に加入
(2) 対人対物 賠償責任保険（財）産業教育振興中央会に加入

8. 評価

事業所による実務記録・評価表の提出を受けて学校が「実務実習」の評価を行う。

9. その他留意事項

- ①実務実習は、本校における教育活動の一環として位置付けていますので、採用活動としての取り組みはご遠慮ください。
②就労に対する報酬は無給でお願いします。
③実習生の選考は学内で選考し、ご協力を申し出て下さいました事業所の中から生徒を割り振ってまいります。生徒からの希望（事業所の規模、業務内容など）は反映させず、生徒の自宅からの通勤時間のみを考慮して決定させていただきます。

※「理容・美容実習」という教科課目の中で「実務実習」を行うために受け入れ先理美容所には法令で定められている要件があります。以下ご確認ください。（抜粋）

- ・実務実習を行う場合、理美容師養成施設は次の要件に適合する理美容所に生徒の受け入れを依頼しなければならない。
(ア) 管理理美容師の資格を有し、かつ適切な指導監督のできる理美容師がいること。
- ・実務実習の指導は、理美容師養成施設が作成した実施計画に基づいて、当該理美容所において十分な実務経験を有し、適切に指導監督できる理美容師が行うこと。
- ・1人の理美容師が同時に指導できる生徒の数は2人以下とすること。
などです。